



電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令に
基づく承認申請

東相制第19-00009号
2019年 4月 25日

総務大臣
石田 真敏 殿

郵便番号 163-8019

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちようめ
東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ
東日本電信電話株式会社
いのうえ ふくぞ
代表取締役社長 井上 福造

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

別紙のとおり電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第15号）附則第2条第1項の規定に基づく承認を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり承認を受けたいので宜しく取りはからい願います。

1. 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 (平成 31 年総務省令第 15 号) 附則第 2 条第 1 項関連

「固定電話網の IP 網への移行後において、当社の SIP サーバを用いて接続事業者が指定する電気通信番号に応じた音源装置を特定し、IP 網に収容されている該当の音源装置と接続する機能（以下、本機能）」について、電気通信事業法第 36 条第 1 項の総務省令で定める機能とみなすこと。

(理由)

本機能については、

- ① PSTN マイグレーションに係る多数の関係電気通信事業者による協議の場（以下、「意識合わせの場」）における協議の結果に基づき、平成 29 年 9 月 27 日に行われた情報通信審議会の答申（以下、「二次答申」）の趣旨である「(2025 年 1 月に設備移行を完了する等の) 具体的な移行工程・スケジュールを踏まえ、(中略) (固定電話網から IP 網への) 円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進める」(二次答申 P. 38) ために追加される網機能であること
- ② 平成 29 年 12 月 14 日の意識合わせの場において、関係電気通信事業者間（全 17 社）で合意していること（参考）
- ③ 意識合わせの場の協議の終了後、会合資料を関係電気通信事業者（全 17 社）にメールで送付し合意内容の共有を図っていること
- ④ 平成 29 年 12 月 14 日以降に意識合わせの場に参加した事業者（12 社）に対しても、当該合意内容について情報を提供し合意の意思確認を実施していること
- ⑤ 今回、承認申請を行うに当たり、その申請内容及び第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定に関する届出書相当の書面【別添資料】を当社ウェブサイトにおいて公表するといった適切な情報の提供が行われること
- ⑥ 現在の固定電話網における接続を IP 網移行後も維持するためのものであり、接続事業者の意見を反映し、接続を前提としたネットワークとして構築されること

から、意識合わせの場における協議の結果に基づき、二次答申の趣旨にのっとり追加されるものであって、協議の状況、関連する情報の提供の方法その他

の事情を勘案し、第一種指定電気通信設備との接続に支障を生ずるおそれがないものであると考えるため。

(参考)

PSTN マイグレーションに係る意識合わせの場の個別会合である第5回「技術検討の場」(平成29年10月31日)、第6回「技術検討の場」(平成29年11月21日)、第7回「技術検討の場」(平成29年12月14日)での議論において、IP-POIを経由した当社音源装置との接続について、関係電気通信事業者間(全17社)で合意しました。

【別添資料】第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

1 機能の内容	固定電話網の IP 網への移行後において、当社の SIP サーバを用いて接続事業者が指定する電気通信番号に応じた音源装置を特定し、IP 網に收容されている該当の音源装置と接続する機能
2 提供条件 (1) 提供交換等設備等の機種 (2) 提供交換等設備等の設置地域又は設置予定地域 (3) 提供回線種別 (4) カバーエリア (5) 接続箇所 (6) その他の提供条件	(1) SIP サーバ、音源装置 (2) 当社サーバ集約設置拠点 (3) 未定 (4) 全国 (5) 2020 年度第 4 四半期までに当社ホームページにて公開予定 (6) なし
3 使用する番号	音源装置を利用したサービスを提供する 1XY 番号(177, 117, 171)
4 課金	ユーザ課金有無については発信事業者にて決定
5 インタフェース (1) ユーザ・網インタフェース (2) 網間インタフェース (3) 保守運用インタフェース	PSTN マイグレーションに係る意識合わせの場合での議論に基づき、2022 年度までに公表予定
6 端末の認証等に関する方式及び情報	(対象外)
7 第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報	(対象外)
8 通信プロトコルに関する情報	(対象外)
9 利用条件の設定	各事業者にて接続先を設定
10 機能の変更又は追加の別	機能の追加
11 関連する機能及び設備並びに計画との関係	音声 IP 接続に係る機能・設備の変更
12 自己利用、共同利用又は他	共同利用

事業者利用の別	
13 費用の負担の有無及びその概算	費用の負担：有 IP 接続に係る接続料金（網使用料）として 2022 年度までに公表予定
14 13 の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額	前項の接続料金と併せて公表予定
15 工事開始予定年月日	2019 年 5 月 7 日以降工事開始予定
17 提供予定時期	2023 年 1 月以降提供開始予定
19 計画の設定又は変更年月日	2017 年 12 月 14 日
20 計画の設定又は変更理由	固定電話網から IP 網への円滑な移行を図るため



電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令に
基づく承認申請

東相制第19-00010号
2019年 4月 25日

総務大臣
石田 真敏 殿

郵便番号 163-8019

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちやうめ
東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ
東日本電信電話株式会社
いのうえ ふくぞう
代表取締役社長 井上 福造

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

別紙のとおり、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を
改正する省令（平成31年総務省令第15号）附則第2条第2項の規定に基づく
承認を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり承認を受けたいので宜しく取りはからい願います。

- 1 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 15 号）附則第 2 条第 2 項関連

当社の SIP サーバにおいて、「緊急通報呼表示：なし」の場合に、予め登録した特定の発信者電話番号の呼について、緊急通報受理回線（警察機関、海上保安機関又は消防機関が緊急通報を受理するために用いる電話回線）への接続を可能とする機能（以下、「本機能」とします。）について、電気通信事業法第 36 条第 1 項の総務省令で定める機能とみなすこと。

（改正省令附則第 2 条第 2 項に規定する「相当する措置」を講じたと考える理由）

- (1) 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下、「施行規則」とします。）第 24 条に規定される届出に相当する措置

本機能については、平成 31 年 3 月 29 日付け東相制第 18-00128 号により、施行規則第 24 条に規定する様式第 18 の届出書に相当する書面を貴省に提出しました。

- (2) 施行規則第 24 条の 2 に規定される届出の期限について

届出書に相当する書面の提出から工事に着手するまでの期間について、施行規則第 24 条の 2 第 1 項第 3 号ロに規定される 40 日より 1 日短く 39 日となった理由は、以下のとおりです。

本機能の開発は、XXXXXXXXXX（以下、「XXXXXXXXXX社」とします。）の要望に基づき、同社の利用及び費用負担を前提として行うもので、XXXX年XX月に最初に要望を受け、協議・検討を進めてきたものです。



当社の I P - I P 接続の開始に向けた開発は、2021 年の接続開始を予定しており、開発に要する期間及びその後の接続検証に要する期間に鑑みれば、平成 31 年 5 月 7 日の開発着手は必須であるため、本機能を併せて開発するためには、平成 31 年 5 月 7 日に工事着手を行うことが必要となります。

これらを踏まえ、効率的な機能開発とすることで本機能をより安価とし、円滑な接続を実現するため、届出相当から工事着手までの期間を 40 日より 1 日短く 39 日とせざるをえません。

以上の理由により、届出相当から工事着手までの期間が 39 日となったとしても、以下の理由により施行規則第 24 条の 2 に規定される届出の期限の趣旨に反することはなく、同条の規定に相当する措置を講じたものと考えます。

I P 網へ移行すると、I P - P O I 接続における T T C 標準 (T R - 1065) では緊急フラグを付与することができないため、
同社からの要望に基づき、同社が利用を行う () ことを前提に、当社が当社の S I P サーバに開発を行うこととしました。

本機能の追加は、上記のとおり社の個別要望であり、他の相互接続における通信形態に影響はなく、相互接続における通信形態の選択肢を現状に比して増加させる性質のものであることから、他の事業者との円滑な接続を阻害する恐れはありません。なお、現時点では社以外に利用予定はありませんが、仮に、本機能の利用を要望する事業者が生じた場合は、当該事業者の利用は可能であり、公平に取り扱う考えです。

また、社の当該サービスは、公共性及び社会性の高いものです。「網機能提供計画」を規定する電気通信事業法の第一条 (目的) において「この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。」と定められているところですが、本機能を実現することは、電気通信役務の円滑な提供を確保し、公共性の高いサービスを実現することとなり、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその

利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することとなり、電気通信事業法第一条に定める目的に合致すると考えます。

(3) 施行規則第 24 条の 3 に規定される公表に相当する措置

本機能については、平成 31 年 3 月 29 日に施行規則第 24 条に規定する様式第 18 の届出書に相当する書面を提出した後、直ちにその内容を当社HPにて公表しました。

(4) 施行規則第 24 条の 4 第 1 項に規定される説明会の開催に相当する措置

本機能に係る事業者説明会の開催について、平成 31 年 3 月 29 日に接続事業者へ周知し、平成 31 年 4 月 5 日に説明会を開催いたしましたが、出席者は 1 社 3 名のみで、意見・要望はございませんでした。

(5) 施行規則第 24 条の 4 第 2 項に規定される意見受付期間の設定に相当する措置

本機能について、平成 31 年 3 月 29 日から同年 4 月 24 日まで意見募集を行いましたが、意見の提出はありませんでした。

(6) 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 3 条の 2 に規定される報告に相当する措置

平成 31 年 3 月 29 日から同年 4 月 24 日まで行った本機能に関する意見募集における他の電気通信事業者からの意見の提出に関する状況について、電気通信事業報告規則様式第 22 の 2 相当の書面等により、同年 4 月 25 日に貴省に報告しました。